

市町業務改革(BPR)伴走支援業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、石川県が「市町業務改革(BPR)伴走支援業務」に係る契約の相手方となる事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

(1)業務名

市町業務改革(BPR)伴走支援業務

(2)業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3)委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4)委託上限額

31,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 参加資格要件

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3)本プロポーザルに係るプレゼンテーション審査の実施日において、平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成 9 年石川県告示第 581 号)に基づき、令和 8 年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (4)参加申込書の提出期限の翌日から本プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5)役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- (6)業務に関するノウハウを有し、業務の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

4. スケジュール

項目	日程
募集の公告	令和 8 年 6 月 18 日(木)
質問受付	令和 8 年 6 月 25 日(木) 午後 5 時まで
参加申込書の提出期限	令和 8 年 7 月 3 日(金) 午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 10 日(金) 午後 5 時まで
書面審査及び結果の通知(※)	令和 8 年 7 月 17 日(金)【予定】
プロポーザル審査	令和 8 年 7 月 21 日(火)【予定】
選定結果の通知	令和 8 年 7 月 22 日(水)【予定】
選定業者との契約	令和 8 年 8 月上旬【予定】

(※)は提案者が 4 者以上の場合に実施

5. 申込方法等

(1)申込み

参加申込書(様式 1)を令和 8 年 7 月 3 日(金)午後 5 時までに電子メールにより提出すること。参加申込書を提出した者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、本要領に定める辞退届(様式 3)を速やかに提出すること。

(2)企画提案に係る質疑

質問書(様式 2)を令和 8 年 6 月 25 日(木)午後 5 時までに電子メールにより提出すること。口頭(電話含む)による質問は受け付けない。回答は、随時石川県総務部デジタル推進監室ホームページに掲載するほか、質問者に電子メールにて送付する。

6. 企画提案書等の提出

(1)提出書類

提出書類	様式	備考
企画提案書	自由	・企画提案書作成要領(様式 4)に記載の事項を含むこと。
見積書	自由	・宛先は「石川県知事 山野 之義」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。 ・見積金額が 2(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。 ・押印を省略する場合は下記 HP を参照し対応すること。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/ouin.html
成果物サンプル	自由	・成果物の参考となるもの(例:調査、分析、改善提案、効果検証等)

(2)提出部数

各 8 部(電子データによる提出も行うこと)

(3)提出期限

令和 8 年 7 月 10 日(金)午後 5 時(必着)

(4)提出方法

郵送、持参、電子メール

郵送にあたり「【企画提案書】市町業務改革(BPR)伴走支援業務 在中」と記載すること。

電子メールの件名は「【企画提案書】市町業務改革(BPR)伴走支援業務 会社名」とすること。電子データはファイルストレージサービスの利用を可能とする。電子メール送信後、電話で着信の確認を行うこと。

(5)その他

提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。

提出された提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

7. プロポーザルの審査

本プロポーザルの審査にあたっては、「市町業務改革(BPR)伴走支援業務プロポーザル審査委員会」(以下、「委員会」)において、審査基準に基づき、提出書類の内容、プロポーザル参加者によるプレゼンテーション、業務の実施能力等を評価し、最も優れた者を受託候補者(以下、「候補者」)として選定する。提案者が 1 者のみの場合であっても、審査を実施し、選定の可否を決定する。

なお、提案者が 4 者以上の場合には、書面審査を実施する。書面審査では、提出書類を基に審査基準に従い評価・採点し、上位 3 者をプレゼンテーション参加者とする。

(1)プレゼンテーション

① 開催日時

令和 8 年 7 月 21 日(火)【予定】

② 開催方法

オンラインで実施(Microsoft Teams を使用)

③ 所要時間(1 事業者あたり)

30 分以内(プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 15 分程度)

④ その他

- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の電子データ受付順とする。
- ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・正当な理由なく指定の時間に遅れた場合には審査対象としない。
- ・詳細は別途通知する。

(2)審査基準

- ・別紙審査基準表のとおりとする。

8. 審査結果の通知

審査結果は、提案に参加した者全てに対し、電子メール又は文書により通知する。審査結果について、異議の申し立ては認めないものとする。

9. 契約の締結

(1)県は、委員会で選定した候補者と、企画提案書に記載された項目の契約時の仕様書への反映等について別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積

書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により契約を締結する。

- (2)契約時期は、令和 8 年 8 月上旬を予定している。
- (3)仕様書に記載の支援対象市町(予定)の議会において、本業務に関する予算案が成立しなかった場合は、契約締結時に支援対象市町の減少及び相当する金額の減額を行う場合があるので留意すること。

10. その他

- (1)必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2)参加申込書や提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効とすることがある。
 - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ・記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3)提出された全ての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となるが、提案者に無断で公開しない。
- (4)参加申込書や提案書の受理後の差し替え及び訂正は、原則として認めない。
- (5)本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、個人情報保護法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

11. 問合せ先・提出先

〒920-8580

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部デジタル推進監室

地域デジタル推進課 地域 DX 推進グループ

担当 城ノ戸・川通・小泉

電話番号 076-225-1243

電子メール e120300@pref.ishikawa.lg.jp